

相続登記必要書類

下記書類通数は、全て1通

【 被相続人について 】

1. 死亡による除籍謄本

※同一戸籍に相続人が存在する時は戸籍謄本を取得して下さい。

2. 死亡による住民票の除票（本籍・続柄の記載のあるもの）

※死亡後5年以内まで取得可能。同一世帯に相続人が存在するときは全員記載の住民票を取得して下さい。

3. 改正原戸籍謄本

4. 父親の代の除籍謄本

※被相続人の出生時から死亡時までをつなげる上記の除籍謄本が必要となります。

【 相続人について 】

5. 戸籍謄本または抄本

※被相続人と同一戸籍で、1の戸籍謄本に記載があれば不要です。

6. 住民票（本籍・続柄の記載のあるもの）

※被相続人と同一世帯で、2の住民票に記載があれば不要です。

7. 印鑑証明書（遺産分割協議をする場合に必要となります）

【 その他の必要書類 】

8. 固定資産評価証明書（相続する当該不動産（土地・建物）のものを各1通ずつ）

9. 被相続人名義の旧権利証又は登記事項証明書 ※物件の漏れを防ぐため

※若干の費用を御考慮頂ければ、上記必要書類のうち権利証・印鑑証明書以外は、当方で取得可能ですので、お客様が取得できる範囲で御用意頂ければ結構です。

【 当事務所で作成し、署名・押印をいただく書類 】

10. 委任状（不動産を取得される方全員の署名・押印をいただきます）

11. 遺産分割協議書（相続人全員の署名・押印をいただきます）

※相続人の中に未成年者がいる場合は、家庭裁判所で特別代理人を選任する手続が必要となります。

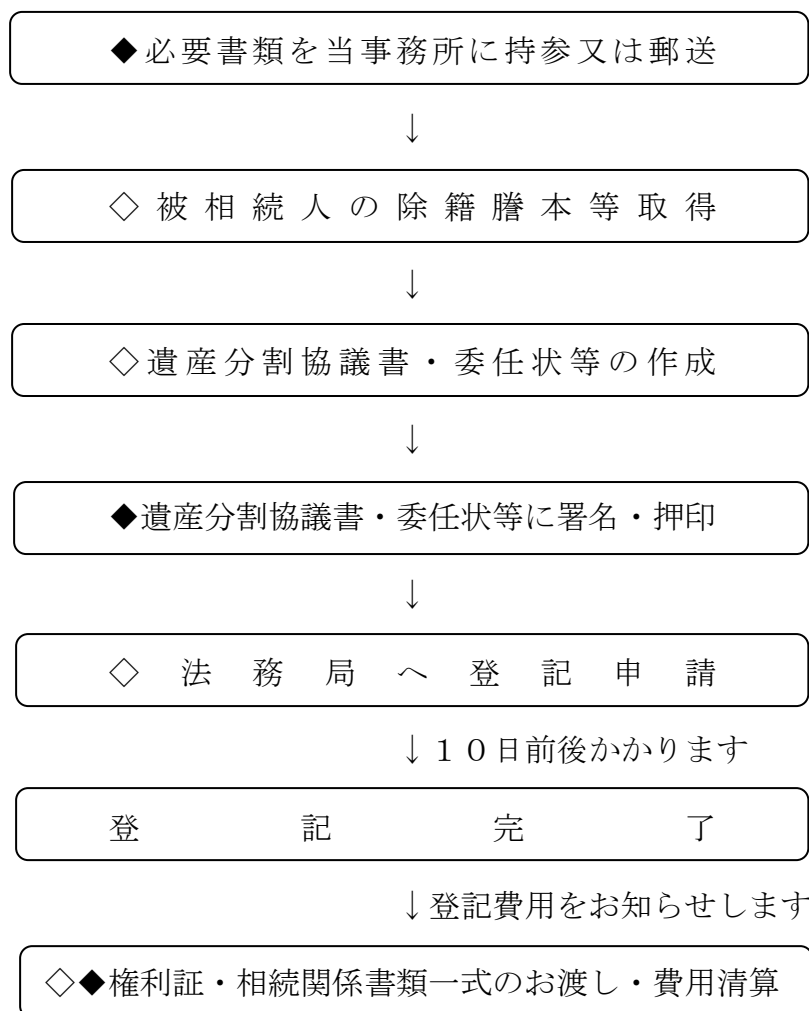
12. 特別受益証明書（相続分不存在証明書）

※相続人の中に生前、相続分相当の財産贈与を受けた方がいる場合に必要となります。

相続登記手続の流れ

◆…お客様に行っていただく事項

◇…当事務所が行う事項



何か御不明の点がございましたら御遠慮なく下記まで、お問い合わせ下さい。

〒211-0025
川崎市中原区木月二丁目18番6号
メゾン住吉202
司法書士中井浩一事務所
TEL (044) 435-8835
FAX (044) 435-8837